

国民年金だよ



障害年金制度について

公的年金制度には、おもに自営業者などが加入する国民年金や、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中に病気やけがで障害が残った場合は、初診日※に加入していた制度によって、「障害基礎年金（国民年金に加入）」または、「障害厚生年金（厚生年金に加入）」が支給されます。

※初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

- 障害基礎年金（定額）**
- 1級 97万4,125円
 - 2級 77万9,300円

※受給者に生計を維持している子（18歳になって最初の3月31日までの子）がいる場合は、加算があります。

- 1・2人目 24万300円
- 1人につき 7万800円
- 3人目以降 1人につき 7万800円

障害年金を受けるには、次の要件に該当していることが条件となります。

■初診日に被保険者であること

初診日において、国民年金または厚生年金に加入の方または、国民年金の被保険者の資格を喪失した後、年金を受給する前の60歳以上65歳未満の国内居住者である方。

また、初診日が20歳未満であった場合でも、20歳に達した日に1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

ただし、20歳未満のため、保険料を納付していないことから、一定以上の所得制限があり、所得額に応じて全額または半額が支給停止になる場合があります。

■保険料の納付要件を満たしていること

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの公的年金に加入しなければならぬ被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【保険料納付要件の特例措置】

初診日が平成38年4月1日前にある場合、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

■障害認定日に規定の障害の状態にあるか

障害認定日に障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級〜3級）に該当する。

または、障害認定後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級〜3級）に該当すること

※障害認定日・障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

障害年金の対象となる病気やけが

障害年金の対象となる病気やけがは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病などの内部障害も対象となります。

障害認定基準は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいています。障害の程度によって、受けられる年金には1級と2級がありますので、障害の程度が該当していると思われる場合には、年金事務所または、役場窓口にご相談ください。

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害年金の手続きについては、初診日において、厚生年金加入中の方は年金事務所に、国民年金加入中の方は年金事務所または、役場窓口にお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002